

れいわ ねん がつ にち  
令和3年6月28日

# 『端末利用のルール』(令和3年6月改定)

ひめじしきょういくいいんかい  
姫路市教育委員会

がくしゅうないよう りかい ゆた まな たんまつ じょうず  
学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、端末を上手に  
つか たいせつ たんまつ がくしゅう やくだ どうぐ べんり  
使うことが大切です。端末はみなさんが学習に役立てるための道具です。便利な  
道具ですが、心配されることもたくさんあります。

がっこう かてい たんまつ りょう る 一 る さだ  
そのため、学校や家庭などで端末を利用するときのルールを定めています。こ  
る 一 る まも あんしん あんぜん つか  
のルールを守り「安心・安全」に使っていきましょう。

こじん かてい たんまつ すまほ つか とき けんこうてき つか かた じょうほう もらる  
個人(家庭)の端末やスマホなどを使う時も健康的な使い方や情報モラル、  
じょうほう せき ゆりて い まも  
情報セキュリティは守りましょう。

## 1 基本的な使い方について

(1) 端末は学習のために使います。

がっこう たんまつ ひめじし がくしゅう ようい どうぐ  
(学校の端末は、姫路市がみんなの学習のために用意した道具です。)

(2) 使わないときや、持ち運ぶときは画面を閉じます。

えんぴつ ぺん らくが じしやく ぜつたい  
(3) 鉛筆やペンでふれたり、落書きしたり、磁石をひつけるなどは絶対に  
しません。

(4) 持ったまま走ったり、地面に置いたりしないようにします。

(5) なくしたり、落としたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけ  
ます。

(6) 「端末利用のルール」を守り安全に使用できるよう、必要な場合は教育  
いいんかい 委員会や

がっこう しょうりれき かくにん りかい たんまつ がくしゅうしやよう  
学校が使用履歴を確認することがあることを理解して端末や学習者用  
あかうんと しよう アカウントを使用します。

(7) 『端末利用のルール』を守れないときは、端末の使用を中止することがあ  
ります。

## 2 健康的な使い方について

- (1) 端末を使用するときは、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- (2) 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休めます。
- (3) 首や肩が痛くならない正しい姿勢で使います。
- (4) 長時間使用せず休憩しながら使います。

### 3 情報モラル（気持ちいい使い方）について

- (1) 誰かを傷つけたり、嫌な思いをさせたりするようなことは書き込みません。
- (2) 自分や他人の個人情報（名前や電話番号、住所など）をインターネット上に公開したり、入力したりしません。
- (3) 写真や動画、音声などを記録するときは、相手の許可をとります。
- (4) 他人の作品や表現を大切にし、使用するときは許可をとります。
- (5) インターネットで、不適切なサイトの閲覧や投稿を行いません。

### 4 情報セキュリティ（安全な使い方）について

- (1) IDやパスワードは自分で管理します。（他の人には教えません。）
- (2) 他人のIDやパスワードを聞き出しません。（使用しません。）

### 5 端末が壊れたりなくなったりした場合について

- (1) 端末が壊れたり、動かなくなったり、なくなったりした時はすぐに先生につたえます。
- (2) 壊れることがわかつていて（故意）、乱暴な使い方をして壊れた場合は、保護者が費用を負担します。

### 6 家庭での使用について

- (1) 使用する時間を家の人とよく話し合って決めます。
- (2) 就寝する（寝る）30分前は使いません。
- (3) 端末を他の人に使わせたり、貸したりしません。
- (4) 家庭では、家の人の目の届くところに置いておきます。
- (5) 重いもの（カバンなど）の下に置いたり、カバンの底に置いたりしません。
- (6) 水をかけたり、しつけの多いところでは使いません。また、日光の下や

ストーブの

近くなどには置きません。

- (7) 端末が壊れたり、動かなくなったり、なくなったりした時は学校に連絡します。
- (8) 通信や充電にかかる費用は家庭で負担します。
- (9) 持ち帰った端末がなくなった場合は、保護者が費用を負担します。

【補足】 「姫路まなび応援サイト」を検索すると、端末利用に役立つ資料があります。